

## 第3節 在日米軍の駐留に関する諸施策

在日米軍の兵力態勢の再編などの諸施策は、抑止力を維持しつつ、沖縄をはじめとする地元の負担を軽減するためのきわめて重要な取組である。防衛省としては、ロードマップ上の米軍再編事業について、在日米軍施設・区域を

抱える地元の理解と協力を得る努力を続けつつ、粛々と進めていく方針である。

本節では、在日米軍の駐留が国民に真に受け入れられるものとなるための諸施策について説明する。

### 1 沖縄における在日米軍の駐留

12(平成24)年1月現在、在日米軍施設・区域(専用施設)の面積の約74%が沖縄県に集中し、県面積の約10%、沖縄本島の約18%を占めている。沖縄に在日米軍施設・区域が集中する現状は、沖縄県民にとって大変大きな負担となっているものと認識している。政府としては、このような負担を少しでも軽減するため、安全保障上の観点を踏まえた様々な施策を行い、最大限の努力をしている。

と沖縄県との間に「沖縄米軍基地問題協議会」を、また、日米間に「沖縄に関する特別行動委員会」(SACO)を設置し、96(同8)年、いわゆるSACO最終報告が取りまとめられた。

参照 資料46

### 2 SACO最終報告と進捗状況

SACO最終報告の内容は、土地の返還、訓練や運用の方法の調整、騒音軽減、地位協定の運用改善であり、関連施設・区域は、図表Ⅲ-2-3-1のとおりである。SACO最終報告が実施されることにより返還される土地は、当時

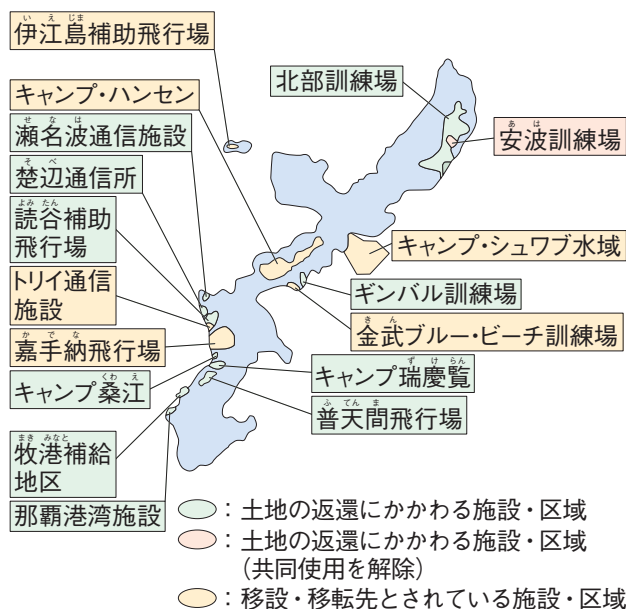
#### 1 在日米軍施設・区域の整理・統合・縮小への取組

政府は、72(昭和47)年の沖縄県の復帰にともない、83施設、約278平方キロメートルを在日米軍施設・区域(専用施設)として提供した。一方、沖縄県への在日米軍施設・区域の集中が、県民生活などに多大な影響を及ぼしているとして、その整理・縮小が強く要望されてきた。

日米両国は、地元の要望の強い事案を中心に、整理・統合・縮小の努力を継続し、90(平成2)年には、いわゆる23事案<sup>1</sup>については、返還に向けた必要な調整・手続を進めることを合意した。また、95(同7)年には、那覇港湾施設の返還など、いわゆる沖縄3事案<sup>2</sup>についても、解決に向けて努力することになった。

その後、95(同7)年に起きた不幸な事件や、これに続く沖縄県知事の駐留軍用地特措法に基づく署名・押印の拒否などを契機として、政府は、負担は国民全体で分かち合うべきであるとの考えのもと、整理・統合・縮小に向けて一層の努力を払うこととした。そして、沖縄県に所在する在日米軍施設・区域にかかわる諸課題を協議する目的で、国

図表 Ⅲ-2-3-1 SACO最終報告関連施設・区域



1 資料46参照

2 那覇港湾施設の返還、読谷補助飛行場の返還、県道104号線越え実弾射撃訓練の移転

の沖縄県に所在する在日米軍施設・区域の面積の約21% (約50平方キロメートル)に相当し、復帰時からSACO最終報告までの間の返還面積約43平方キロメートルを上回るものとなる。

SACO最終報告の主な進捗状況については、11(同23)

年7月31日にギンバル訓練場が返還され、図表Ⅲ-2-3-2のとおりである。また、このような取組の結果、沖縄在日米軍施設・区域(専用施設)の件数および面積は、図表Ⅲ-2-3-3のとおり推移している。

参照 資料47

図表 Ⅲ-2-3-2 SACO最終報告の主な進捗状況

1. 返還済みの施設

施設名(事案名)	進捗状況
あは 安波訓練場[全面]	・98(平成10)年12月、全面返還(共同使用の解除)
ギンバル訓練場[全面]	・08(平成20)年1月、ヘリコプター着陸帯を金武ブルー・ビーチ訓練場へ、その他の施設をキャンプ・ハンセンへ移設後、返還することで日米合同委員会合意 ・11(平成23)年7月、全面返還(約60ha)
そへ 楚辺通信所[全面]	・99(平成11)年4月、アンテナなどの通信設備を含む通信システムなどのキャンプ・ハンセンへの移設後、返還することで日米合同委員会合意 ・06(平成18)年6月、駐留軍用地特措法適用土地(約236m <sup>2</sup> )返還 ・06(平成18)年12月、残余部分(約53ha)返還[楚辺通信所全面返還(約53ha)]
よみたん 読谷補助飛行場[全面]	・02(平成14)年10月、楚辺通信所の移設後、返還することで日米合同委員会合意 ・06(平成18)年7月、一部返還(約138ha) ・06(平成18)年12月、残余部分(約53ha)返還[読谷補助飛行場全面返還(約191ha)]
せなは 瀬名波通信施設[大部分]	・02(平成14)年3月、アンテナ施設などを含む通信システムなどのトリイ通信施設への移設後、大部分返還することで日米合同委員会合意 ・06(平成18)年9月、一部返還(マイクロ・ウェーブ塔部分を除く約61ha) ・06(平成18)年10月、マイクロ・ウェーブ塔部分の財産をトリイ通信施設へ統合

2. 引き続き返還の実現に取り組んでいる施設

施設名(事案名)	進捗状況
北部訓練場[過半]	・99(平成11)年4月、7か所のヘリコプター着陸帯を移設などの後、返還することで日米合同委員会合意 ・98(平成10)年12月～00(同12)年3月、環境調査(過年度調査) ・02(平成14)年11月～04(同16)年3月、環境調査(継続環境調査) ・06(平成18)年2月、99(同11)年4月の合意の変更(ヘリコプター着陸帯を7か所から6か所に、造成規模を直径75mから45mに変更)について日米合同委員会合意 ・07(平成19)年2～3月、環境影響評価図書の公表・閲覧 ・07(平成19)年3月、ヘリコプター着陸帯(6か所のうち3か所)の建設の実施について日米合同委員会合意 ・07(平成19)年7月、ヘリコプター着陸帯の工事に着手 ・08(平成20)年1月、ヘリコプター着陸帯(残り3か所)の建設の実施について日米合同委員会合意

3. 米軍再編事案として返還されることとされた施設

施設名(事案名)	進捗状況
ふてんま 普天間飛行場[全面]→[全面]※	※11(平成23)年6月、「2+2」共同発表において、代替施設の滑走路の形状をV字型決定するとともに、代替施設の計画を2014年より後のできる限り早い時期に完了させるとのコミットメントを確認
くわえ キャンプ桑江[大部分]→[全面]※	・02(平成14)年7月、青少年センター提供 ・03(平成15)年3月、北側部分(約38ha)返還 ・05(平成17)年1月、海軍病院及び関連施設の移設・整備について日米合同委員会合意 ・06(平成18)年12月、海軍病院の建設の実施について日米合同委員会合意 ・08(平成20)年2月、海軍病院の附帯施設(ヘリコプター着陸帯など)の建設の実施について日米合同委員会合意 ・08(平成20)年12月、海軍病院の附帯施設(ユーティリティ)の建設の実施について日米合同委員会合意 ・09(平成21)年5月、海軍病院の関連施設(独身下士官宿舎など)の建設の実施について日米合同委員会合意 ・09(平成21)年10月、海軍病院の関連施設(第1水タンク施設)の建設の実施について日米合同委員会合意 ・10(平成22)年10月、海軍病院の関連施設(第2水タンク施設)の建設の実施について日米合同委員会合意 ・11(平成23)年9月、海軍病院の関連施設(独身将校宿舎、血液保存施設等)の建設の実施について日米合同委員会合意 ※06(平成18)年5月、「再編の実施のための日米ロードマップ」において、全面返還と記載

施設名(事案名)	進捗状況
※ <sup>まきみなと</sup> 牧港補給地区 [部分]→[全面]※	※06(平成18)年5月、「再編の実施のための日米ロードマップ」において、全面返還と記載
那覇港湾施設 [全面]→[全面]※	※06(平成18)年5月、「再編の実施のための日米ロードマップ」において、全面返還と記載
住宅統合 <sup>すけらん</sup> キャンプ <sup>ちやたん</sup> 瑞慶覧 [部分]→[部分]※	第一段階 ゴルフレンジ地区 ・99(平成11)年4月、住宅などの移設・整備について日米合同委員会合意 ・02(平成14)年7月、高層住宅2棟提供 ・06(平成18)年7月、アンダーパス提供 第二段階 サダ地区 ・02(平成14)年2月、住宅などの移設・整備について日米合同委員会合意 ・05(平成17)年9月、高層住宅2棟、低層住宅38棟など提供 第三段階 北谷東地区 ・04(平成16)年3月、住宅などの移設・整備について日米合同委員会合意 ・08(平成20)年6月、低層住宅35棟など提供 第四段階 ・05(平成17)年3月、住宅などの移設・整備について日米合同委員会合意 ・10(平成22)年2月、普天間地区・アップーブラザ地区に整備した低層住宅24棟など提供 ※06(平成18)年5月、「再編の実施のための日米ロードマップ」において、キャンプ瑞慶覧は部分返還と記載

【訓練および運用の方法の調整】

事項	進捗状況
県道104号線越え 実弾砲兵射撃訓練	・97(平成9)年度、本土の5演習場に移転
パラシュート降下 訓練	・00(平成12)年7月以降、伊江島補助飛行場 <sup>いえじま</sup> において移転訓練を実施

【騒音軽減イニシアティブの実施】

1. 実施済みのもの

事項	進捗状況
<sup>かてな</sup> 嘉手納飛行場における遮音壁の設置	・00(平成12)年7月、提供

2. 引き続き騒音軽減のための措置として取り組んでいるもの

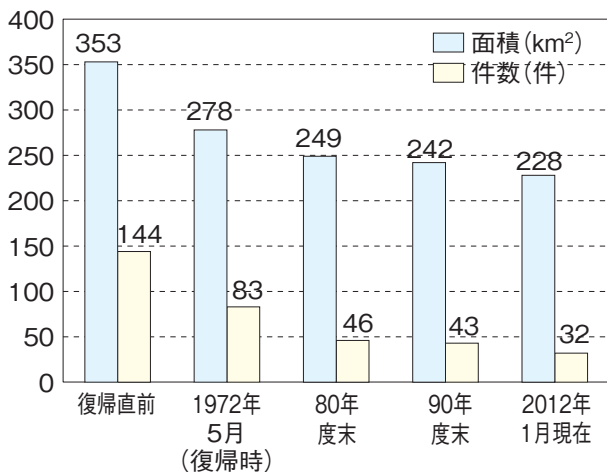
事項	進捗状況
嘉手納飛行場における海軍駐機場の移転	・08(平成20)年9月、洗機施設提供 ・09(平成21)年2月、海軍駐機場の移転について日米合同委員会合意 ・10(平成22)年10月、敷地造成、駐機場・誘導路などの建設の実施について日米合同委員会合意 ・11(平成23)年4月、駐車場およびユーティリティの建設の実施について日米合同委員会合意

3. 米軍再編事案として取り組んでいるもの

事項	進捗状況
KC-130航空機の移駐 ※	※06(平成18)年5月、「再編の実施のための日米ロードマップ」において、KC-130飛行隊、司令部、整備支援施設および家族支援施設とともに、岩国飛行場を拠点とし、航空機は、訓練および運用のため、海自鹿屋基地およびグアムに定期的にローテーションで展開と記載

図表 Ⅲ-2-3-3

沖縄在日米軍施設・区域(専用施設)の件数および面積の推移



### 3 沖縄における米軍再編の経緯と進捗状況

ロードマップ上の米軍再編に関する取組においても、沖縄県における地元負担の軽減のための施策が講じられることとなった。

#### (1) 普天間飛行場代替施設など

米海兵隊普天間飛行場は、沖縄における米海兵隊(在沖米海兵隊)の航空能力に関し、次の機能を果たしている。

- ヘリなどによる海兵隊の陸上部隊の輸送機能
- 空中給油機を運用する機能
- 緊急時に航空機を受け入れる基地機能

一方で、同飛行場は市街地の中心にあって、地域の安全、騒音、交通などの問題から、地元住民より早期の返還が強く要望され、次の措置を講ずることにより、同飛行場を返還する方向で調整している。

#### ア ヘリなどによる海兵隊の陸上部隊の輸送機能

(ア) 普天間飛行場代替施設(代替施設)を沖縄県内に設ける必要性

在沖米海兵隊は、航空、陸上、後方支援の部隊や司令部機能から構成されている。運用において、これらの機能が相互に連携し合うことが必要であり、普天間飛行場に駐留する回転翼機が、訓練、演習など日常的に活動をともにす



沖縄防衛局、在沖米海兵隊、金武町の3者共催により行われたギンバル訓練場の返還式(沖縄県金武町 11(平成23)年8月)

る組織の近くに位置するよう、代替施設も、沖縄県内に設ける必要があるとしている。

(イ) 代替施設に関する経緯

04(同16)年8月の宜野湾市における米軍ヘリ事故の発生を踏まえ、周辺住民の不安を解消するため、一日も早い移設・返還を実現するための方法について、在日米軍再編に関する日米協議の過程で改めて検討が行われた。

05(同17)年10月の「共同文書」においては、「キャンプ・シュワブの海岸線の区域とこれに近接する大浦湾の水域を結ぶL字型に普天間代替施設を設置する。」との案が承認された。その後、名護市をはじめとする地元地方公共団体との協議および合意を踏まえて、ロードマップにおいて、代替施設を「辺野古崎とこれに隣接する大浦湾と辺野古湾の水域を結ぶ」形で設置することとされ、この代替施設の建設について、06(同18)年5月、沖縄県知事と防衛庁長官(当時)との間で「基本確認書」が取り交わされた。

なお、SACO最終報告以降の経緯は、図表Ⅲ-2-3-4のとおりである。

参照 資料40

(ウ) 普天間飛行場移設先の見直し

09(同21)年9月の政権交代後、普天間飛行場の代替施設については、抑止力を維持しつつ、普天間飛行場周辺住民に対する危険性の除去を図り、沖縄の負担を軽減する観点から、政府全体として精力的に検討を重ねてきた。

図表 Ⅲ-2-3-4 普天間飛行場代替施設に関する経緯

年 月	経 緯
96(平成8)年4月	橋本総理・モンデール大使会談、普天間飛行場の全面返還を表明 SACO中間報告 →今後5～7年以内に、十分な代替施設が完成した後、飛行場を返還
12月	SACO最終報告 →海上施設を沖縄本島の東海岸沖に建設(撤去可能なもの)
99(平成11)年11月	稲嶺沖縄県知事(当時)、軍民共用を条件に移設候補地を名護市辺野古沿岸域に決定した旨を表明
12月	岸本名護市長(当時)、受入を表明 「普天間飛行場の移設に係る政府方針」(閣議決定) →「キャンプ・シュワブ水域内名護市辺野古沿岸域」における建設
02(平成14)年7月	防衛庁長官と沖縄県知事等との間で「代替施設の使用協定に係る基本合意書」を締結 「普天間飛行場代替施設の基本計画」策定 →規模、工法、具体的建設場所などを決定
03(平成15)年11月	ラムズフェルド国防長官(当時)、沖縄訪問
04(平成16)年4月	環境影響評価手続開始(07(平成19)年廃止)
8月	沖縄県宜野湾市の大学構内に米軍ヘリ墜落
05(平成17)年10月	「2+2」共同発表 →新たな案(キャンプ・シュワブ海岸線区域とこれに近接する大浦湾水域を結ぶL字型)で合意
06(平成18)年4月	防衛庁長官と名護市長・宜野座村長との間で「普天間飛行場代替施設の建設に係る基本合意書」を締結 →周辺地域上空の飛行ルートを回避する方向で対応することに合意(V字案)
5月	「2+2」共同発表 →「再編の実施のための日米ロードマップ」において最終取りまとめ、V字案を承認 防衛庁長官と沖縄県知事との間で「在沖米軍再編に係る基本確認書」を締結 「在日米軍の兵力構成見直し等に関する政府の取組について」(閣議決定) →99(平成11)年12月閣議決定は廃止
8月	「普天間飛行場の移設に係る措置に関する協議会」設置
07(平成19)年6月	現況調査開始
8月	環境影響評価方法書を沖縄県に提出
08(平成20)年3月	環境影響評価方法書に沿った調査開始
09(平成21)年4月	環境影響評価準備書を沖縄県に提出
5月	「在沖縄米海兵隊のグアム移転に係る協定」国会承認
9月	民主党・社民党・国民新党、三党連立政権合意書を締結 →米軍再編や在日米軍基地のあり方についても見直しの方向で臨む旨合意
11月	「普天間飛行場の代替施設に関する閣僚レベルのワーキング・グループ」設置 日米首脳会談 →普天間飛行場の移設について、「ワーキング・グループ」を通じて迅速に解決することで一致
12月	基本政策閣僚委員会開催、沖縄基地問題検討委員会設置
10(平成22)年1月	「2+2」共同発表 →沖縄を含む地元の負担を軽減するとともに抑止力を維持する努力を確認
5月	「2+2」共同発表 →普天間飛行場の代替の施設をキャンプ・シュワブ辺野古地区及びこれに隣接する水域に設置する意図を確認 「平成22年5月28日に日米安全保障協議委員会において承認された事項に関する当面の政府の取組について」閣議決定
8月	普天間飛行場の代替の施設に関する専門家会合報告書
11(平成23)年6月	「2+2」共同発表 →代替の施設の滑走路の形状をV字型に決定するとともに、代替の施設の計画を2014年より後のできる限り早い時期に完了させるとのコミットメントを確認
11(平成23)年12月 ～12(平成24)年1月	環境影響評価書を沖縄県に提出
12(平成24)年2月	在日米軍再編に関する日米共同報道発表 →海兵隊のグアムへの移転及びその結果として生ずる嘉手納以南の土地の返還の双方を普天間飛行場の代替施設に関する進展から切り離すことについて公式な議論を開始
4月	「2+2」共同発表 →普天間飛行場を辺野古に移設する現在の計画が、引き続き、唯一の有効な解決策であるとの認識を再確認

09(同21)年12月には、沖縄基地問題検討委員会が設けられ、同委員会による検討を経て、10(同22)年5月、「2+2」において、普天間飛行場の代替の施設をキャンプ・シュワブ辺野古崎地区およびこれに隣接する水域に設置する意図を確認するとともに、様々な沖縄の負担軽減策について今後具体的な措置をとっていくことで米国と合意した。また、普天間飛行場の代替の施設の位置、配置、工法などの詳細について、日米の専門家会合においてV字案とI字案の二案について検討が行われ、同年8月に報告書がとりまとめられた<sup>3</sup>。

その後、11(同23)年6月、「2+2」において、滑走路の形状をV字と決定し、普天間飛行場の固定化を避け、危険性を一刻も早く除外するため、2014年より後のできる限り早い時期に完了させることを確認した。

このような結論に至る検討過程では、まず、東アジアの安全保障環境に不安定性・不確実性が残る中、海兵隊を含む在日米軍の抑止力を低下させることは、安全保障上の観点からできないとの判断があり、また、普天間飛行場に所属する海兵隊ヘリ部隊を、沖縄所在の他の海兵隊部隊から切り離し、国外・県外に移設すれば、海兵隊の持つ機能を損なう懸念があることから、普天間飛行場の代替地は沖縄県内とせざるを得ないとの結論に至ったものである。

また、12(同24)年4月、「2+2」において、日米両政府は、キャンプ・シュワブ辺野古崎地区およびこれに隣接する水域に建設することが計画されている普天間飛行場の代替施設が、引き続き、これまでに特定された唯一の有効な解決策であるとの認識を再確認したところである。

今後とも、政府として、沖縄県民の負担軽減と普天間飛



田中防衛大臣(当時)と仲井眞沖縄県知事

行場の危険性の除去のために、全力を尽くしていくこととなる。(図表Ⅲ-2-3-4参照)

参照 資料42・44・45

#### (エ)環境影響評価の実施状況

環境影響評価については、07(同19)年8月に沖縄県知事などに環境影響評価方法書を送付して以来、関係法令などに従い手続を進めてきた。

11(同23)年6月の「2+2」における決定内容および09(同21)年10月に示された環境影響評価準備書に対する沖縄県知事意見などを踏まえ、環境影響評価書(評価書)を作成し、同年末から12(同24)年初めにかけて、評価書を沖縄県知事へ送付した。

評価書においては、米国防省の普天間飛行場に配備されているCH-46をMV-22に換装する旨の発表を受け、予測および評価の対象となる航空機をCH-46からMV-22に、また、代替施設における飛行経路を台形からレーストラック型に変更するなどした。

現在、12(同24)年2月20日および3月27日に述べられた評価書に対する沖縄県知事意見を勘案して、評価書の補正作業を進めている。また、補正作業にあたっては、防衛本省において、自然環境および生活環境の分野の専門家である外部有識者9名からなる研究会を開催し、科学的・専門的観点からの検討を行っているところである。

#### イ 空中給油機を運用する機能

普天間飛行場に所在する空中給油機KC-130(12機)については、岩国飛行場(山口県)に移駐することとなっている。

KC-130は、訓練および運用のため定期的にローテーションで海自鹿屋基地(鹿児島県)とグアムに展開することとなっており、海自鹿屋基地での訓練と運用について、日米間で協議中である。

#### ウ 緊急時に航空機を受け入れる基地機能

緊急時における空自新田原基地(宮崎県)と空自築城基地(福岡県)の米軍による使用が強化される。このための施設整備は、実地調査実施の後、普天間飛行場の返還の前に必要に応じて実施される。また、役割・任務・能力に関する検討において、日米の共同訓練を拡大するとしているが、

3 <[http://www.mod.go.jp/j/press/sankou/report/20100831\\_j.html](http://www.mod.go.jp/j/press/sankou/report/20100831_j.html)>参照

整備後の施設は、このような訓練活動のためにも活用されることを想定している。

さらに、緊急時における米軍による民間施設の使用の改善について、日米間の計画検討作業において検討されるとともに、普天間飛行場の返還を実現するための適切な措置がとられるとしている。

## 工 普天間飛行場の危険性除去に向けた取組

07(同19)年8月、防衛省は、普天間飛行場の危険性の除去に向けた取組策として、住宅高密度区域を極力避けるなどの離着陸経路の改善などの諸施策を発表し、その着実な実施を図ってきたところ、09(同21)年5月、同取組策のすべてが完了した。

また、防衛省は、同取組策に記載されている場周経路などを守っていないとの普天間飛行場周辺の住民などからの指摘を踏まえ、飛行状況の客観的データを把握するため、10(同22)年1月から継続的なヘリコプターの飛行状況調査を行っており、11(同23)年10月に同年3月までの調査結果を公表した。



神風防衛大臣政務官とミラー米国防次官代行(当時)  
(12(平成24)年5月)

## (2)兵力の削減とグアムへの移転

アジア太平洋地域における米海兵隊の態勢の再編に関連し、11(同23)年6月の「2+2」などで沖縄に所在する第3海兵機動展開部隊(ⅢMEF)の要員約8,000名とその家族約

Marine Expeditionary Force

9,000名が14(同26)年より後のできる限り早い時期に沖縄からグアムに移転することとされた。

移転費用については、日米双方が応分の分担を行うとの観点から米国との協議を行い、施設およびインフラの整備費算定額102.7億ドル(2008米会計年度ドル)のうち、日本が28億ドルの直接的な財政支援を含め60.9億ドルを提供し、米国が財政支出31.8億ドルと道路のための約10億ドルという残りを負担することで合意に至った。わが国が負担する費用のうち、わが国の直接的な財政支援として措置する事業(「真水」事業)<sup>4</sup>については、わが国による多年度にわたる資金提供をはじめとする日米双方の行動をより確実なものとし、これを法的に確保するため、日本政府は09(同21)年2月に米国政府と「第3海兵機動展開部隊の要員及びその家族の沖縄からグアムへの移転の実施に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定」(グアム協定)に署名した(同年5月発効)。本協定に基づく措置として、平成21年度から、「真水」事業にかかる米国政府への資金移転を行っている<sup>5</sup>。

その後、12(同24)年4月の「2+2」共同発表において、グアムに移転する部隊構成および人数について見直しが行われた。具体的には、ロードマップにおいては、沖縄に所在する第3海兵機動展開部隊(ⅢMEF)のうち指揮部隊など、主として司令部要素をグアムへ移転するとしていたが、調整の結果、司令部・陸上・航空・後方支援部隊の各要素から構成される海兵空地任務部隊(MAGTF)を日本、グアム、ハワイに置くとともにオーストラリアへのローテーション展開をさせることとされた。また、定員約9,000人の海兵隊員が沖縄から日本国外に移転し、グアムにおける海兵隊の兵力の定員は約5,000人になる一方で、沖縄における海兵隊の最終的なプレゼンスは、ロードマップの水準に従ったものとする事とされた。

この共同発表において、移転に係る米国政府による暫定的な費用見積りは86億ドル(2012米会計年度ドル)であるとされた。日本の財政的コミットメントについては、グアム協定の第1条に規定された28億ドル(2008米会計年度ドル)の額を限度とする直接的な資金提供となることが再確認されたほか、日本による家族住宅事業やインフラ事業のため

4 わが国の「真水」事業について、工事事業、設計事業経費として、平成21年度予算に約346億円、平成22年度予算に約468億円、平成23年度予算に約149億円をそれぞれ計上し、平成24年度においては、約7億円が、予算措置された。

5 平成21年度予算約346億円、平成22年度予算約468億円を米側に資金移転した。

の出融資等を利用しないことが確認された。また、グアム協定の下で既に米国政府に移転された資金は日本による資金の提供の一部となることとされた。さらに、新たなイニシアティブとして、両政府はグアムおよび北マリアナ諸島連邦における日米両国が共同使用する訓練場の整備につき協力を検討の上、12(同24)年末までに具体的な協力分野を特定し、日本からの財政貢献がある場合は前述のコミットメントの一部となることとされた。このほか、残りの費用およびあり得べき追加的な費用は米国が負担することや、両政府が二国間で費用内訳を完成させることについても合意された。

参照 資料45・48

参照 2節3

### (3) 土地の返還と施設の共同使用

#### ア 嘉手納飛行場以南の相当規模の土地の返還

ロードマップにおいては、普天間飛行場の移設・返還及びグアムへのⅢMEF要員の移転に続いて、沖縄に残る施設・区域が統合され、嘉手納以南の相当規模の土地の返還

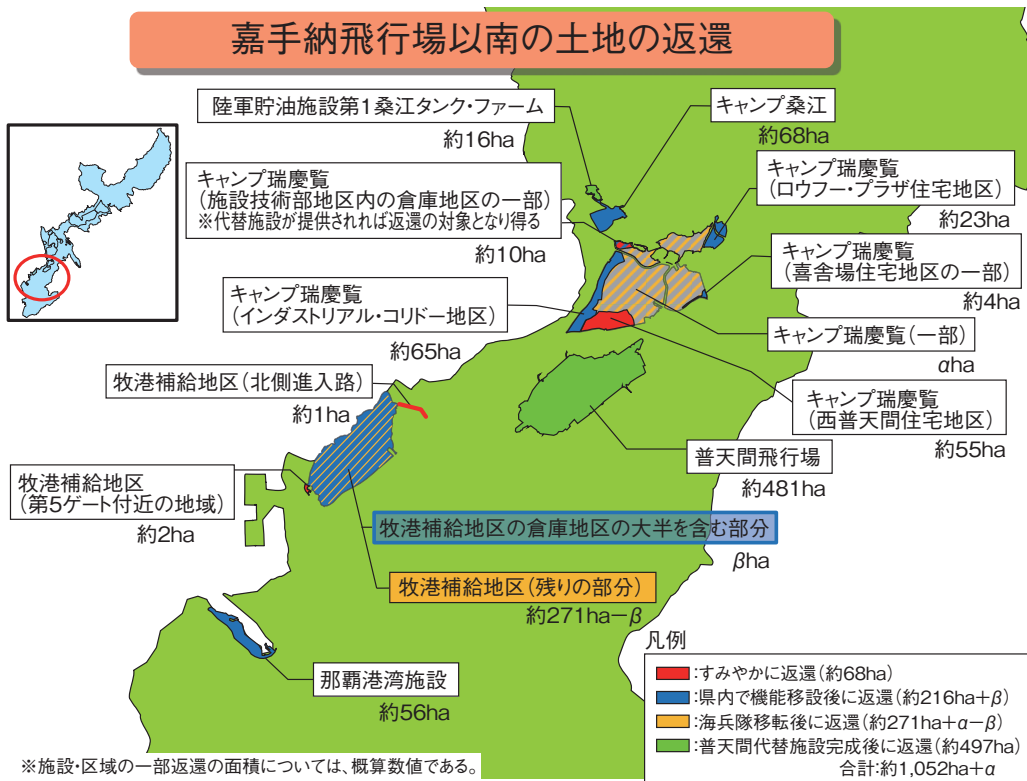
が可能となり、6つの候補施設(キャンプ桑江、キャンプ瑞慶覧、普天間飛行場、牧港補給地区、那覇港湾施設、陸軍貯油施設第1 桑江タンク・ファーム)の全面的または部分的な土地の返還を検討することとされていたが、12(同24)年4月の「2+2」において、第3海兵機動展開部隊(ⅢMEF)の要員の沖縄からグアムへの移転およびその結果として生ずる嘉手納以南の土地の返還の双方を、普天間飛行場の代替施設に関する進展から切り離すことを決定した。さらに、返還される土地については、①速やかに返還できるもの、②機能の移転が完了すれば返還できるもの、③国外移転後に返還できるもの、という3段階に分けて検討していくことで合意した。

また、沖縄に残る施設・区域に関する統合計画を、日米間で作業部会を設置し、12(同24)年末までに共同で作成していくこととした。嘉手納以南の土地の早期の返還実現に向けて着実に進めていくこととしている。

(図表Ⅲ-2-3-5 参照)

参照 2節1

図表 Ⅲ-2-3-5 嘉手納飛行場以南の土地の返還





## イ 在日米軍施設・区域の共同使用

沖縄における自衛隊施設は、那覇基地など限られており、その大半が都市部にあるため、運用面での制約がある。沖縄にある在日米軍施設・区域の共同使用は、沖縄における自衛隊の訓練環境を大きく改善するとともに、共同訓練や自衛隊と米軍間の相互運用性(インターオペラビリティ)を促進するものである。また、即応性をより向上させ、災害時における県民の安全性の確保に資することが可能となる。

このような考えのもと、キャンプ・ハンセンは、陸自の訓練に使用することとされ、08(同20)年3月から訓練が行われている。また、空自は、地元への騒音の影響を考慮しつつ、米軍との共同訓練のために嘉手納飛行場を使用することとしている。

## 4 沖縄の米軍基地の負担軽減に向けた取組

沖縄は、米国の占領下に置かれたことや、占領終了後も他の地域に比べて基地の返還が進まなかった経緯・事情から、多くの在日米軍施設・区域が今なお存在している。政府は、沖縄に集中した基地負担の軽減を図るべく、これまでSACO最終報告や、ロードマップの実現などに向けて取り組んできたところ、さらに、米軍基地負担の軽減や地位協定をめぐる課題へ対応すべく、10(同22)年9月、沖縄政策協議会<sup>6</sup>のもとに、米軍基地負担軽減部会を設置した。本協議会では、政府側からは内閣官房長官、防衛大臣、外務大臣などが、沖縄県側からは沖縄県知事、沖縄県軍用地転用促進・基地問題協議会<sup>7</sup>副会長が、それぞれ参画し、各種の取組について政府側から報告し、協議を行っている。11(同23)年12月の会合においては、当初、11(同23)年10月および12月に嘉手納飛行場で行う予定であった岩国飛行場の航空機による訓練をグアムに移転して行ったことを報告した。このグアムへの訓練移転は、11(同23)年1月の日米合同委員会による合意後、初めて行われたものであり日米両政府の緊密な協力関係により実現したものである。

さらに、12(同24)年2月には、嘉手納飛行場の航空機による訓練を初めてグアムなどに移転して行うなど、沖縄の

基地負担の軽減に取り組んでいる。

このように、防衛省としては、同部会などを通じて、地元の見解などを聞きながら、沖縄の一層の負担軽減に向け全力を挙げて取り組んでいく考えである。



グアム訓練移転を行った米軍嘉手納飛行場所属F-15戦闘機  
(グアムアンダーセン基地 12(平成24)年2月)

## 5 駐留軍用地跡地利用への取組

沖縄県における駐留軍用地の跡地利用については、従来、沖縄県における駐留軍用地の返還に伴う特別措置に関する法律(返還特措法)および沖縄振興特別措置法第7章に規定していた。

両法律が、平成23年度末に失効することから、沖縄県などの要望を踏まえ、12(同24)年3月30日、両法律の跡地利用に関する規定を一元化した「沖縄県における駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用の推進に関する特別措置法」(返還特措法の一部改正)が制定された。これにより、返還が合意された駐留軍用地への県、市町村による調査などのための立入りに係る国によるあっせんの義務化、返還された駐留軍用地の区域の全部について駐留軍の行為に起因するものに限らず土壌汚染・不発弾の除去などの支障除去措置を講ずることおよび跡地の所有者などに対して負担の軽減を図るために支給する給付金制度の拡充などがなされた。

防衛省としては、今後とも、関係府省や県、市町村と連携・協力し、跡地利用の有効かつ適切な利用の推進に取り組むこととしている。

6 「沖縄政策協議会の設置について」(96(平成8)年9月17日閣議決定)により、沖縄県が地域経済として自立し、雇用が確保され、沖縄県民の生活の向上に資するため、また、わが国経済社会の発展に寄与する地域として整備されるよう、沖縄に関連する基本政策について協議する場として設置

7 米軍基地および自衛隊基地から発生する諸問題の解決や跡地利用の促進について、沖縄県と軍用地が所在する市町村が相互に協力することを目的に設立

## 2 沖縄を除く地域における在日米軍の駐留

防衛省は、沖縄を除く地域においても、在日米軍の抑止力を維持しつつ地元負担の軽減を図り、在日米軍の安定的な駐留を確保する施策を行っている。ここでは、米軍再編をはじめとするこのような施策が、沖縄を除く各地域においてどのように行われているのか、その現状などについて説明する。

### 1 神奈川県における在日米軍施設・区域の整理など

神奈川県における在日米軍施設・区域については、地方公共団体などからの強い返還要望を踏まえ、日米間でそのあり方を協議した。この結果、横浜市内の上瀬谷通信施設など6施設・区域の返還に関する基本的な考え方と、「池子住宅地区及び海軍補助施設」の横浜市域での700戸程度の米軍家族住宅などの建設について、04(平成16)年10月の日米合同委員会で合意した。

その後、2施設・区域(小柴貯油施設および富岡倉庫地区)については返還が実現し、米軍家族住宅の建設については、10(同22)年9月、日米合同委員会<sup>1</sup>において、当面の措置として、根岸住宅地区の移設分約400戸程度とする<sup>2</sup>とともに、米側へ要請した池子住宅地区の逗子市域の一部土地の返還については、引き続き検討するものの、返還までの措置として、要件が整った段階で共同使用することを合意した。

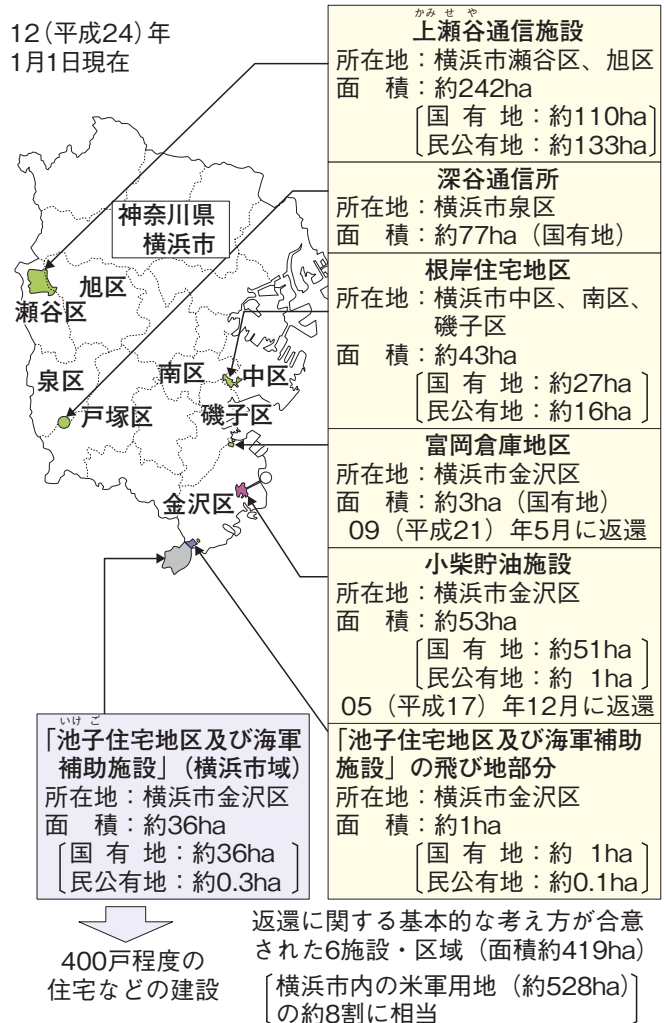
さらに、11(同23)年11月、米軍家族住宅の建設の基本事項や共同使用の基本要件などについて、日米合同委員会で合意した。

この米軍家族住宅などの建設については、①横浜市内の残る4か所の在日米軍施設・区域の返還につながり、②在日米海軍の当面の住宅不足を解消し、日米安保条約の目的達成のため必要不可欠なものである。このため、防衛省としては、米側および地方公共団体などとの間で調整を行いつつ、その実現に向け努力している。

(図表Ⅲ-2-3-6 参照)

図表 Ⅲ-2-3-6

神奈川県における在日米軍施設・区域の整理等に関連する施設・区域



## 2 ロードマップに示された米軍再編の現状など

### (1) 在日米陸軍司令部能力の改善

キャンプ座間(神奈川県)に所在する在日米陸軍司令部は、高い機動性及び即応性を有し、かつ、統合任務が可能な司令部となるよう、07(同19)年12月に在日米陸軍司令部・第1軍団(前方)として発足し、08(同20)年9月末に改編<sup>2</sup>された。

これは、米軍全体の変革の中における米陸軍の世界的な

1 <<http://www.mod.go.jp/j/press/news/2010/09/30a.html>>参照

2 米側によれば、08(平成20)年9月末の段階で要員は約70名である。

改編を踏まえたものでもあるが、改編後の在日米陸軍司令部は、引き続き「日本国の防衛及び極東の平和と安全の維持」を中核的任務とするものである。

また、各種事態への迅速な対応のため、機動運用部隊や専門部隊を一元的に管理する陸自中央即応集団司令部を平成24年度までにキャンプ座間に移転<sup>3</sup>し、改編された在日米陸軍司令部との連携強化を図ることとしている。

この改編にともない、相模総合補給廠ほきゆうしょう（神奈川県）内に任務指揮訓練センターその他の支援施設が米国の資金で建設された。さらに、キャンプ座間および相模総合補給廠のより効果的かつ効率的な使用のため、それぞれ一部返還などの措置が講じられることとなっており、08(同20)年6月には相模総合補給廠の一部土地(約17ha)の返還について、11(同23)年10月にはキャンプ座間の一部土地(約5.4ha)の返還について、12(同24)年6月には相模総合補給廠の一部土地(約35ha)の共同使用について、日米合同委員会においてそれぞれ合意された。

## (2)横田飛行場および空域

### ア 共同統合運用調整所の設置

司令部間の連携向上は、統合運用体制への移行とあいまって、日米両部隊間の柔軟かつ即応性のある対応の観点からきわめて重要である。さらに、横田飛行場(東京都)に所在する在日米軍司令部は、「指針」のものと各種メカニズム<sup>4</sup>においても、重要な位置を占めている。これらを踏ま



日米ロードマップに基づき横田に設置された調整所

え、後述の空自航空総隊司令部の移転にあわせ、平成23年度末に共同統合運用調整所<sup>5</sup>を設置し、運用を開始した。

### イ 空自航空総隊司令部の移転

空自航空総隊司令部は、わが国の防空のほか、弾道ミサイル防衛(BMD)における司令部機能も保持している。防空およびBMDにおいては、対処可能時間が短いため、特に日米間で必要な情報を迅速に共有する意義が大きい。そのため、平成23年度末に、米第5空軍司令部の所在する横田飛行場へ、府中(東京都)に所在していた空自航空総隊司令部および関連部隊約800名を移転した。これにより、前述の共同統合運用調整所の設置とあわせて、防空やBMDにおける情報共有をはじめとする司令部組織間の連携を強化することが可能となった。

### ウ 横田空域

米軍は、横田飛行場において、首都圏西部から新潟に広がる横田空域の進入管制を行っているが、その空域を飛行する民間航空機の運航を円滑化するための措置が行われた。

06(同18)年9月より、空域の一部について、軍事上の目的に必要でないときに航空管制業務の責任を一時的に日本側当局に移管する措置が開始された。また、07(同19)年5月から横田ラプコン(RAPCON)施設への空自航空管制官の併置が開始されるとともに、08(同20)年9月に羽田空港西側に隣接する部分約40%が削減され、管制業務が日本に返還された。なお、横田空域全体のあり得べき返還に必要な条件の検討<sup>6</sup>については、10(同22)年5月に完了している。(図表Ⅲ-2-3-7参照)

### エ 横田軍民共用化

横田飛行場の軍民共用化については、03(同15)年5月の日米首脳会談において検討していくこととなり、政府関係省庁<sup>7</sup>と東京都との実務的な協議の場として「連絡会」を設置し、累次議論が行われてきた。

3 09(平成21)年3月5日、陸自中央即応集団司令部庁舎などの用地の共同使用について、日米合同委員会において合意された。

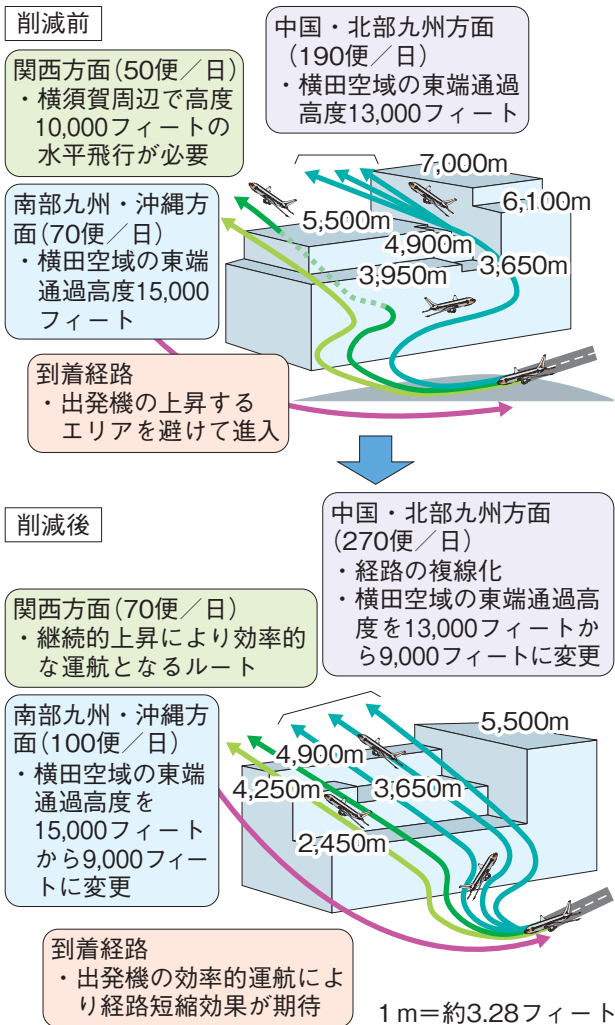
4 1節2参照

5 共同統合運用調整所は、日米の司令部組織間での情報の共有や緊密な調整、相互運用性(インターオペラビリティ)の向上など、日本の防衛のための共同対処に資する機能を果たすものである。

6 この検討は、日本における空域の使用に関する民間および軍事上の将来のあり方を満たすような、関連空域の再編成や航空管制手続の変更のための選択肢を包括的に検討する一環として行われた。

7 内閣官房、外務省、国土交通省、防衛庁(当時)、防衛施設庁(当時)

図表 Ⅲ-2-3-7 横田空域



また、日米両国政府は、共用化により横田飛行場の軍事上の運用や安全などを損なわないとの認識のもと、06(同18)年10月以降、具体的な条件や態様に関する検討を行ってきたところである。今後のさらなる調整や検討の結果を踏まえ、日米両国政府で協議の上、適切な決定を行うこととしている。

### (3) 横須賀海軍施設、厚木飛行場および岩国飛行場に関する諸施策

#### ア 米空母の展開

米国の太平洋艦隊のプレゼンスは、アジア太平洋地域に

おける海上交通の安全を含む地域の平和と安定にとり、重要な役割を果たしている。米空母は、その能力の中核となる役割を果たしており、空母や艦載機の長期にわたる前方展開能力を確保するため、わが国においてその拠点を確保する必要がある。現在は、原子力空母<sup>8</sup>ジョージ・ワシントンが横須賀(神奈川県)に前方展開している。このことにより、わが国周辺に米海軍の強固なプレゼンスが引き続き維持されることは、わが国の安全と地域における平和と安全の維持に役立つものであり、かつ、日米同盟への米国の深い関与を象徴的に示すものでもある。

なお、米海軍の原子力艦の安全性に関し、米海軍は原子力空母ジョージ・ワシントンを含めたすべての原子力艦について、港に停泊中は通常、原子炉を停止させることや、また、日本において原子炉の修理や燃料交換を行うことはないことなど、その安全面での方針を守り続けることを確約している。政府としても、引き続きその安全性確保のため、万全を期する考えである。

原子力空母ジョージ・ワシントンに関しては、06(同18)年9月以降、原子力空母に関する防災・安全対策についての日米の実務者協議が継続的に行われている。また、07(同19)年からは、政府機関、横須賀市、米海軍などが参加する日米合同訓練が行われており、08(同20)年以降は原子力空母ジョージ・ワシントンも参加している。

#### イ 空母艦載機の移駐

艦載機については、空母の横須賀入港時の拠点として、厚木飛行場(神奈川県)が現在利用されている。厚木飛行場は市街地の中心に位置し、特に空母艦載機ジェット機の離発着にともなう騒音が、長年にわたり問題となっており、空母の運用を安定的に維持していくためには、こうした問題を早期に解決することが必要である。

一方、岩国飛行場については、滑走路を1,000m程度沖合へ移設する滑走路移設事業<sup>9</sup>終了後には、周辺地域への生活環境への影響がより少ない形で、安全な航空機の運用が可能となる。

これらを考慮し、第5空母航空団は、厚木飛行場から岩国飛行場に移駐することとした。この移駐は、F/A-18な

<sup>8</sup> 原子力空母は、原子炉から生み出されるエネルギーによって推進することから、燃料を補給する必要がない上、航空機の運用に必要な高速航行を維持できるなど、戦闘・作戦能力に優れている。  
<sup>9</sup> 岩国市などの要望を受け、岩国飛行場の滑走路を東側(沖合)に1,000m程度移設する事業。10(平成22)年5月に新滑走路の運用が開始され、平成22年度末に事業完了



## コラム

VOICE

解説

Q&A

### 航空総隊司令部の横田移転



空自航空総隊司令部の運用開始行事(12(平成24)年3月)

05(平成17)年10月の「2+2」共同文書「日米同盟：未来のための変革と再編」において、航空総隊司令部は横田飛行場において米第5空軍司令部と併置されることが明記された。その後の協議により06(同18)年5月に「再編の実施のための日米ロードマップ」が日米政府間で合意された。

空自は、日米ロードマップに基づき、横田飛行場に航空総隊司令部の運用に必要な各種施設を整備するとともに、指揮システムや自動警戒管制システム(JADGE)などの指揮統制システムおよび関連する器材などの

移設作業を進め、12(同24)年3月26日に航空総隊司令部および関連部隊の横田移転を完了し、横田基地における航空総隊司令部の運用を開始した。

横田基地には、航空総隊司令部、作戦情報隊および防空指揮群が府中基地から移転するなどし、移転後の所在人員は約800名となっている。

航空総隊司令部が米第5空軍司令部に併置されたことにより、対処可能時間が短い防空および弾道ミサイル防衛に関し、必要な情報を日米間においてより迅速に共有することが可能になるほか、日米司令部組織間の連携が強化され、相互運用性の向上が図られる。これは、日米安全保障体制上、きわめて重要な意味を持つものであり、日米の実効性のある抑止力および対処力の向上に資するものである。

どから構成され、①必要な施設が完成し、②訓練空域および岩国レーダー進入管制空域の調整が行われた後、14(同26)年までに完了する。

この移駐にともない、岩国飛行場における運用の増大による影響を緩和するため、①移駐が滑走路の沖合移設後に行われることに加え、②岩国飛行場の海自EP-3などの厚木移駐、③普天間飛行場から岩国飛行場に移駐するKC-130の海自鹿屋基地とグアムへの定期的なローテーションでの展開、④岩国飛行場の米海兵隊CH-53Dヘリのグアム

移転などの関連措置がとられる。

これらにより、岩国飛行場周辺の騒音は、住宅防音の対象となる第一種区域の面積が約1,600haから約500haに減少するなど、現状より軽減されると予測される。また、滑走路の沖合移設により、離着陸経路が海上に設定されることとなり、安全性も今以上に確保される。

また、空母艦載機の岩国飛行場への移駐などにも必要となる家族住宅などを建設するための用地(愛宕山用地)について、山口県などと調整を行ってきたところ、山

山口県知事および岩国市長から防衛大臣に対し、同用地を国へ売却する旨の回答があり、12(同24)年3月23日、同用地の売買契約を締結した。

## ウ 空母艦載機着陸訓練

ロードマップにおいては恒常的な空母艦載機着陸訓練施設について検討を行うための二国間の枠組を設け、恒常的な施設をできるだけ早い時期に選定することが目標とされ、11(同23)年6月の「2+2」では、新たな自衛隊施設のため、馬毛島が検討対象となる旨地元の説明することとされた。同施設は、大規模災害を含む各種事態に対処する際の活動を支援するとともに、通常の訓練などのために使用され、あわせて米軍の空母艦載機離発着訓練の恒久的な施設として使用されることになっているとしている。なお、05(同17)年の「共同文書」においては、空母艦載機着陸訓練のための恒常的な訓練施設が特定されるまでの間、現在の暫定的な措置に従い、米国は引き続き硫黄島で空母艦載機着陸訓練を行う旨確認されている。

参照 資料44

## エ 岩国飛行場における民間航空再開

山口県や岩国市といった地元地方公共団体などが一体となって民間航空再開を要望していることを踏まえ、05(同17)年10月、米軍の運用上の所要を損なわない限りにおいて、1日4往復の民間航空機の運航を認めることについて合意された。

その後、ロードマップにおいて「将来の民間航空施設の一部が岩国飛行場に設けられる」とされ、さらに11(同23)年6月の「2+2」においては、平成24年度の岩国飛行場における民間航空の再開に向けて作業することとされた。

## (4)弾道ミサイル防衛(BMD)

BMDに関しては、日米双方が、それぞれのBMD能力の向上に応じ、緊密な連携を継続することとされた。

06(同18)年6月、Xバンド・レーダー(AN/TPY-2)・システムが、空自車力分屯基地(青森県)に配備され、運用が

開始された<sup>10</sup>。また、06(同18)年10月、米軍のペトリオットPAC-3が嘉手納飛行場と嘉手納弾薬庫地区に配備されたほか、同年8月以降、順次西太平洋地域に前方展開しているイージス艦にBMD能力が付与されている。

このように米軍のミサイル防衛能力がわが国に配備されることは、弾道ミサイル攻撃に対する防御能力が向上し、在日米軍の抑止力も維持され、わが国国民の安全の確保にもつながるものである。

参照 1章2節5

## (5)訓練移転

訓練移転<sup>11</sup>については、当分の間、嘉手納飛行場、三沢飛行場(青森県)および岩国飛行場の3つの在日米軍施設からの航空機が、千歳(北海道)、三沢、百里(茨城県)、小松(石川県)、築城および新田原といった自衛隊施設において、自衛隊との共同訓練に参加することとされた。これに基づき07(同19)年3月以降、米軍の嘉手納、三沢、岩国飛行場から自衛隊の千歳、三沢、百里、小松、築城、新田原基地への訓練移転を行っている。また、防衛省は、実地調査を行った上で、必要に応じて、自衛隊施設における訓練移転のためのインフラの改善を行っている。

なお、訓練移転の実施にあたっては、関係地方防衛局は、空自と協力して米軍を支援するとともに、訓練期間における周辺住民の安心、安全を図るため、現地連絡本部を設置し、関係行政機関との連絡や周辺住民への対応にあたるなど、訓練移転の円滑な実施に努めているところである。

さらに、10(同22)年5月の「2+2」に基づき、11(同23)年1月、日米合同委員会において、航空機訓練の移転先として新たにグアムなどを追加し、従来の訓練より規模を拡大することが合意された。その後、さらに日米間で協議を行い、同年10月、日米合同委員会<sup>12</sup>において、訓練実施場所などの詳細について合意された後、在日米軍の航空機による訓練が初めてグアムなどに移転して行われ、その後も実績を重ねている。

10 レーダーは、その後、隣接する米軍車力通信所に移設された。

11 日米間の相互運用性(インターオペラビリティ)を向上させるとともに、在日米軍飛行場の周辺地域における訓練活動の影響を軽減することを目的として、在日米軍航空機が自衛隊施設において共同訓練を行うこと。

12 <<http://www.mod.go.jp/jp/press/news/2011/10/04a.html>>参照

### 3 在日米軍の再編を促進するための取組

ロードマップに基づく在日米軍の再編を促進するため、07(平成19)年8月に「駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法」<sup>1</sup>(再編特措法)が施行された。その概要は次のとおりである。

#### 1 再編交付金

再編交付金<sup>2</sup>は、再編を実施する前後の期間(原則10年間)において、再編が実施される地元市町村<sup>3</sup>の住民生活の利便性の向上や産業の振興に寄与する事業<sup>4</sup>の経費にあてるため、防衛大臣により再編関連特定防衛施設と再編関連特定周辺市町村を指定した後、在日米軍の再編に向けた措置の進み具合などに応じて交付される。

再編特措法に基づき、07(同19)年10月に14防衛施設、33市町村が指定され、08(同20)年までに6市町村が追加指定され、現在39市町村が再編交付金の交付対象となっている。

#### 2 公共事業に関する補助率の特例など

大規模な部隊の移駐により、市町村の中には道路や港湾の整備などの公共事業を速やかに実施しなければならない場合があり得るため、こうした事業に対する補助率の特例などを設けた。また、こうした事業が国や都道府県の事業として行われ、あるいは市町村の区域に限定されないことがあり、再編交付金では措置できない場合も考えられるため、特に負担の著しい市町村とその隣接市町村<sup>5</sup>からなる地域(再編関連振興特別地域)の振興を図るため、駐留軍等再編関連振興会議<sup>6</sup>の設置など特別の措置を定めた。

(図表Ⅲ-2-3-8参照)

図表 Ⅲ-2-3-8

公共事業に関する補助率の特例(事例)

事業名 (注1)	通常の補助率	補助率の特例	
		本土	沖縄
道路	1/2	5.5/10	沖縄振興特措法の定める割合(9.5/10等)
港湾	1/2 (4/10)(注2)	5.5/10 (4.5/10)(注2)	
漁港	1/2	5.5/10	

(注1) この他、水道、下水道、土地改良事業、義務教育施設が、特例の対象となる。

(注2) 括弧内は、港湾法第42条第1項に規定する国土交通省令で定める小規模な水域施設、外郭施設又は係留施設の建設及び改良の補助率の例を示す。

#### 3 株式会社国際協力銀行の業務に関する特例などの措置

海外での長期間にわたる民活事業を適切かつ安定的に行うためには、この分野に専門的な知見・経験を有する株式会社国際協力銀行<sup>7</sup>(国際協力銀行)の活用が必要である。このため、国際協力銀行の業務の特例として、駐留軍再編促進金融業務を追加し、在沖米海兵隊のグアム移転を促進するために必要な事業にかかる資金の出資、貸付けなどの業務を行うことができることとし、あわせてこうした業務に対する政府による財政上の措置の特例を定めたが、12(同24)年4月の「2+2」共同発表において、日本側の財政的コミットメントは直接的な資金の提供のみとされたことを踏まえ、当該措置の今後の取り扱いについて、検討することとしている。

参照 3節1

1 <<http://law.e-gov.go.jp/announce/H19HO067.html>> 参照

2 平成24年度予算で約93億円

3 再編特措法では、在日米軍の再編の対象である航空機部隊と一体として行動する艦船の部隊の編成の変更(横須賀海軍施設における空母の原子力空母への交替)について、在日米軍の再編と同様に扱う。

4 具体的な事業の範囲は、「駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法施行令」第2条において、教育、スポーツおよび文化の振興に関する事業など、14事業が規定されている。

5 隣接市町村については、自然的経済的社会的条件からみて、特に負担の著しい市町村と一体としてその振興を図る必要があると認められるものに限ることとしている。

6 議長は防衛大臣、議員は内閣官房長官、総務大臣、外務大臣、財務大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣、環境大臣および特命担当大臣のうちから内閣総理大臣が指定する者で構成される。また、駐留軍等再編関連振興会議において審議し、決定された振興計画に基づく公共事業のうち、道路、港湾、漁港、水道、下水道、土地改良、義務教育施設の整備の7事業について、米軍再編による地域社会への影響の内容および程度を考慮して速やかに実施することが必要なものについては、国の負担または補助の割合を通常よりも高く設定する。

7 08(平成20)年10月1日に国際協力銀行は国民生活金融公庫などと統合され、株式会社日本政策金融公庫(日本公庫)となったが、国際協力銀行の機能強化および業務拡充のため、12(同24)年4月1日より日本公庫から分離した。これにともない、駐留軍再編促進金融業務は株式会社国際協力銀行に引き継がれた。

## 4 駐留軍等労働者に対する措置

再編の実施により施設・区域の返還や在沖米海兵隊のグアムへの移転などが行われ、駐留軍等労働者の雇用にも影響を及ぼす可能性があることから、雇用の継続に資するよう技能教育訓練などの措置を講ずる。

## 5 法律の期限

再編特措法は10年間の時限立法であるが、日本公庫の業務に関する特例などの措置については、この期限後も、当分の間、なお効力を有する。

# 4 在日米軍施設・区域がもたらす影響の緩和に関する施策

## 1 在日米軍施設・区域をめぐる環境保全への取組

00(平成12)年9月の「2+2」において、両国政府は、環境保護が重要であるとの認識のもと、在日米軍施設・区域の周辺住民、米軍関係者やその家族などの健康と安全の確保を共通の目的とすることに合意し、「環境原則に関する共同発表」<sup>1</sup>を行った。この発表のフォローアップのため、日米協議が強化され、具体的には、日本環境管理基準<sup>2</sup>(JEGS)の定期的見直し<sup>3</sup>の際の協力の強化、環境に関する情報交換、環境汚染への対応などにかかわる協議について、関係省庁が連携して取り組んでいる。

また、10(同22)年5月の「2+2」では、「緑の同盟」のアプローチをとる可能性について議論がなされ、日本国内において整備中の米国の基地に再生可能エネルギーの技術を導入する方法を、在日米軍駐留経費負担(HNS)の一構成要素とすることを含め検討された。その結果は、在日米軍駐留経費負担の包括的見直しに反映されている。

さらに、同会合においては環境関連事故の際の米軍施設・区域への合理的な立入り、返還前の環境調査のための米軍施設・区域への合理的な立入りを含む環境に関する合意を速やかに、かつ真剣に検討することとされた。これを受け、作業部会が設置され、日米双方の事務当局がその実現に向け協議を重ねている。

## 2 その他の措置

わが国は、在日米軍施設・区域の周辺地域の生活環境などの整備のための措置<sup>4</sup>を行っている。また、市町村に対し、固定資産税の代替的性格を有する基地交付金<sup>5</sup>などを交付している。

さらに、在日米軍施設・区域の周辺地域において、米軍人などによる事件・事故が地域や住民に影響を与えており、政府は、米軍に対し、軍人などの教育や綱紀粛正といった再発防止策について実効性のある措置を講ずるよう求めている。また、こうした再発防止策に協力するとともに、事件・事故による被害に対し、迅速で適切な補償が行われるよう措置している。

1 ①環境管理基準、②情報交換と立入り、③環境汚染への対応、④環境に関する協議の4項目からなる。

2 日本環境管理基準は、在日米軍の活動と施設が人の健康と自然環境を保護できるよう保証する目的で在日米軍が作成した環境管理基準。環境汚染物質の取扱いと保管方法などを定めている。

3 2010年版日本環境管理基準の日本語訳(仮訳) <[http://www.mod.go.jp/j/approach/chouwa/2010\\_jegs/index.html](http://www.mod.go.jp/j/approach/chouwa/2010_jegs/index.html)> 参照

4 4章3節参照

5 総務省が交付する。





## コラム

VOICE

解説

Q&A

# 地域住民と米軍との交流

在日米軍の駐留には、米軍基地周辺の住民の理解と協力が欠かせません。防衛省では、平成20年度から、各地の米軍基地周辺で在日米軍関係者やその家族と基地周辺の住民がスポーツや文化を通じて交流する日米交流事業を開催しています。

平成23年度には、岩国基地周辺(岩国市)で日米交流合同コンサートを開催しました。このコンサートでは、日米の小中学生が箏の演奏やマーチングを取り入れた合奏・合唱、ソーラン節をアレンジしたダンスなどを披露し、フィナーレの出演者全員による合奏・合唱では、約1,000名の観客から共演した日米の児童、生徒へ惜しみない拍手と喝采が送られました。

このほかにも、三沢基地周辺(三沢市)での食文化交流、横田基地周辺(羽村市)での小中学生による音楽交流、横須賀基地周辺(横須賀市)での高校生による茶道交流などを行い、参加者や住民の方からも好評でした。

防衛省としては、今後とも米軍基地周辺の住民と在日米軍関係者との交流が深まるよう、こういった日米交流事業を積極的に進めていきたいと考えています。



音楽交流(岩国市)



食文化交流(三沢市)



音楽交流(羽村市)



茶道交流(横須賀市)